

平成20年（2008年）第3回広島市議会定例会
市長説明要旨

本日、平成20年（2008年）第3回広島市議会定例会の招集に当たり、議員各位に敬意を表するとともに、ただいま上程されました広島市一般会計補正予算案など16件の議案の概要について説明いたします。

最初に、補正予算案です。

- (1) まず、補助内定等に伴う補正についてです。

一つ目は、森づくりの推進です。

この度、「ひろしまの森づくり県民税」を財源とする県補助金の追加内示がありました。これに伴い、手入れが不十分な人工林の間伐や里山林の整備に対する支援を拡大するとともに、新たに、竹林の整備に対する支援や木質バイオマス燃料の利用推進などに取り組みます。

二つ目は、教育情報化総合支援モデル事業です。

文部科学省から委託を受け、情報通信技術、いわゆるICTに精通した支援員を学校に派遣すること等により、授業におけるICT活用の促進策等について調査研究を行います。

- (2) 次に、補助内定等に伴うもの以外の補正についてです。

まず、情報システムの高度化の推進についてです。

本年6月に、国の情報政策の今後の取組の方向性と政策目標を達成するための具体的な工程表を示した計画が公表されました。これに伴い、本年度予定していた情報システムの高度化に係る基本計画の策定等について、国の計画との調整が必要となったことから、実施期間を来年度まで延長することにし、本年度当初予算を減額するとともに、新たに債務負担行為を設定します。

- (3) 次に、介護保険事業についてです。

平成19年度分（2007年度分）の事業費の確定に伴い、地域支援

事業支援交付金の超過受入額を社会保険診療報酬支払基金に返還します。

- (4) 次に、子どもの遊び場づくりモデル事業についてです。

就学前の子どもについては、気軽に利用できる遊び場の不足が課題となっています。

このため、本年度設置した「こども施策クロスセクション」において子どもの遊び場確保を重点課題に位置付け、検討してきました。

今後の事業展開を検討するためには、そのニーズや運営上の課題等を把握する必要があることから、既存の市有施設を活用してモデル事業を実施します。

- (5) 次に、地球温暖化対策等の普及啓発についてです。

地球温暖化対策等をより一層推進するため、本定例会に「広島市地球温暖化対策等の推進に関する条例」を提案しています。この条例内容の普及啓発を図るためのパンフレットや事業者用マニュアルの作成に係る所要額を計上しています。

- (6) 次に、事業ごみ有料指定袋制度の実施についてです。

平成21年度分（2009年度分）の指定袋作成等の業務委託に当たり、原料価格の高騰に伴い事業費の大幅な増加が見込まれることから、債務負担行為の限度額を変更します。

- (7) 次に、新球場附帯設備等整備についてです。

プロ野球等が開催されない日にも、多くの方に新球場を楽しんでいただけるよう、コンコースを一般開放することにし、それに必要な管理用の出入口扉を設置します。

また、NHKと共同で、球場エントランスに映像装置を設置するとともに、映像ソフトの制作を行い、修学旅行生等の来場者に対して、広島の復興の歴史を交えた市民球場の歴史などを紹介します。

- (8) 次に、新球場への歩行者用スロープ整備についてです。

新球場の入退場者をより安全かつ円滑に誘導するため、エレベータ、監視カメラ、放送設備を設置するなどの追加工事を行います。

(9) 次に、広島・宮島・岩国地域観光圏事業についてです。

2泊3日以上滞る型観光を促進するため、廿日市市や岩国市などの周辺市町や観光関係団体と協議会を設置し、地域内での滞在期間を延ばすための旅行商品や夜型観光資源の開発等に取り組みます。

(10) 次に、湯来地区交流施設整備についてです。

湯来地区交流施設の事業用地のうち、当初、取得の見通しが立たなかったため予算計上を見送っていた箇所について、この度、地権者との協議が整いましたので、取得のための所要額を計上しています。

(11) 次に、下水道事業についてです。

平成18年度（2006年度）から行っている西部水資源再生センターの施設維持管理業務の包括的民間委託が本年度末で終了することに伴い、来年度から平成23年度（2011年度）までの新たな包括的民間委託を行うために必要となる債務負担行為を設定します。

(12) 最後に、幼稚園整備についてです。

本年6月、「地震防災対策特別措置法」が改正され、新たに公立幼稚園における耐震補強等が国庫補助の対象に加えられました。

これを受け、幼稚園園舎の耐震診断を本年度と来年度の2か年において早急に実施することにし、本年度分の所要額を計上しています。

以上の補正措置を行った結果、補正予算額は、1億9,351万円となり、補正後における全会計の総予算規模は、1兆1,624億8,973万9千円となります。

次に、予算以外の議案としては、新広島市民球場条例の一部改正案など条例案7件、その他の議案5件を提出しております。

そのうち、広島市地球温暖化防止対策等の推進に関する条例の制定について説明いたします。

本市では、本年度を「温暖化対策行動元年」と位置付け、市域の温室効果ガス排出量を2050年までに70%削減するという長期目標（カーボンマイナス70）を掲げ、事業活動や家庭生活における取組を促すための施策、本市としての率先行動施策など、数多くの新たな取組を始めています。

こうした取組をより一層推進するため、条例において、本市、事業者、市民及び滞在者の責務を明らかにするとともに、エネルギー使用量等が一定規模以上の事業者に対して、温室効果ガスの排出の抑制等に関する計画書及び報告書の作成・提出を義務付けるなど、地球温暖化対策等の推進に関する基本的事項を定めようとするものです。

この中には、事業者の取組内容に係る評価制度の導入や、電気事業者に対する再生可能エネルギー割合及び二酸化炭素排出係数等を記載した計画書の提出等の義務化など、政令指定都市の中でも先駆的な内容を盛り込んでいます。

この条例の制定により、本市、事業者、市民が一体となった地球温暖化対策等に関する取組がさらに進んでいくものと考えています。

以上が、ただいま上程されました議案の概要です。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。